

洪水時等の避難確保計画

内子町立五十崎中学校

1 計画の目的

この計画は、水防法15条の3第1項に基づくものであり、「五十崎中学校」の生徒の洪水時・内水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲

この計画は、「五十崎中学校」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3 防災体制

(1) 洪水

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・小田川(内子知清地点3m) 氾濫注意報発表	注意体制確立 レベル2	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員 校長・教頭・生徒指導主事 防犯担当者(教頭)校長
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備 ・洪水警報発表 ・小田川(内子知清地点3.5m) 小田川避難判断水位	警戒体制確立 レベル3	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 教頭 教頭 校長 避難誘導要員(教務・学級担任)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示 (緊急)の発令 ・小田川(内子知清地点3.9m) 氾濫危険水位	非常体制確立 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員 教務 学級担任

(2) 内水

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨又は台風に関する気象 情報発表 ・大雨注意報発表 ・60分間雨量が20mmを超過	注意体制確立 レベル2	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員 校長・教頭・生徒指導主事 防犯担当者(教頭)校長
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨警報発表 ・60分間雨量が30mmを超過	警戒体制確立 レベル3	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者への避難誘導	情報収集伝達要員 教頭 教頭 校長 避難誘導要員(教務・学級担任)
以下のいずれかに該当する場合 ・60分間雨量が80mmを超過 ・避難勧告、避難指示の発令 ・大雨特別警報 ・浸水の前兆を確認	非常体制確立 レベル4	避難誘導	避難誘導要員 (教務 学級担任)

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・避難誘導を開始する。

4 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ ラジオ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 教職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	内子町からのメール、防災行政無線

- ・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。
- ・避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行出来るかなど、あらかじめ確認しておく。
- ・避難経路の浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆がないかどうか等にも注意する。
- ・ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている場合には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認し、安全に配慮する。

(2) 情報伝達

- ・別紙「五十崎中学校教職員緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報情報を情報共有する。
- ・生徒を避難させる場合には、別紙「保護者緊急連絡」に基づき、保護者に対し、「避難場所（岡森神社）へ避難する」旨を電話連絡し、「マチコミメール」で一斉配信する。
- ・生徒を避難させる場合には、内子町危機管理課に、「これより五十崎中学校全生徒、避難場所（岡森神社）に避難する」旨を連絡する。
- ・生徒を避難させた場合には、避難完了後、内子町危機管理課へ「避難完了」の旨を連絡する。
- ・避難完了後、保護者に対し、「避難完了、避難場所岡森神社において生徒引き渡しを行う」旨を電話連絡し、「マチコミメール」で一斉配信する。
- ・配信が不具合の場合には、「災害用伝言ダイヤル「171」」を利用する。

5 避難誘導

(1) 避難場所

- ・洪水時、（内水時）における避難は、「岡森神社」とする。
- ・周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により、上記避難場所への避難が困難な場合には、本校校舎3階に垂直避難し、屋内安全確保を図るものとする。
- ・避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

(2) 避難経路

- ・避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

(3) 避難誘導

- ・避難誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況を説明する。
- ・原則、徒歩で避難する。
- ・避難誘導するときは、拡声器、メガホン等を使って、先頭と最後尾に誘導員（教員）を配置する。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また、安全確保のための誘導ライフジャケット（ふれあいの日に着用する黄色帽子、黄色のライフジャケット）を着用し、避難時に、側溝等の危険箇所を指示する。
- ・避難の際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖を行う。（教頭）
- ・浸水するおそれのある階からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について、確認する。

6 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、幼児・児童・生徒）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、一時避難用水

7 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に転任教職員を対象に研修を実施する。

毎年 5、11月に全教職員を対象として、避難誘導に関する訓練を実施する。

（年間の訓練計画を、毎年 4 月はじめに作成する。）

8 施設周辺の避難地図

洪水時・内水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	岡森神社	岡集会所	中学校3階
内水	岡森神社	岡集会所	中学校3階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。